

平成27年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成27年5月25日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	佐藤純平
主任	林田純平

1. 議事日程（第1号）

平成27年5月25日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第2号報告 専決処分の報告について
- 日程第6 第3号報告 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 第41号議案 専決処分の承認について
- 日程第8 第42号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について
- 日程第9 第43号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第10 第44号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例について
- 日程第11 第45号議案 笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例について
- 日程第12 第46号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第47号議案 笠松町光文庫整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第49号議案 LED防犯灯の売買契約の締結について
- 日程第16 第50号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 第51号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

て

- 日程第18 第52号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 第53号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 第1号提出 平成26年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について

開会 午前10時00分

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成27年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（船橋義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 川島 功 士 議員

6番 伏屋 隆 男 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（船橋義明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月5日までの12日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（船橋義明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） 監査委員より、平成26年度3月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。以上でございます。

○議長（船橋義明君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（船橋義明君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行う

ことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することと決しました。

〔「諸般の報告がある」の声あり〕

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

町長から諸般の報告をお願いします。

町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事の請負契約の締結で、街路灯のLED照明交換工事ですが、この契約金額あるいは契約の相手方、そして工期、工事内容等詳細につきましては、議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページをお目通しいただきたいと思います。

○議長（船橋義明君） 以上、御了承願います。

日程第5 第2号報告及び日程第6 第3号報告並びに日程第7 第41号議案から日程第19 第53号議案まで及び日程第20 第1号提出について

○議長（船橋義明君） 日程第5、第2号報告及び日程第6、第3号報告の2報告及び日程第7、第41号議案から日程第19、第53号議案までの13議案並びに日程第20、第1号提出を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第2号報告 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成27年5月25日報告、笠松町長 広江正明。

記1. 平成27年3月19日専決。下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事請負契約の一部変更。
第3号報告 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年度笠松町

一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。平成27年5月25日報告。

第41号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成27年5月25日提出。

記1. 平成27年3月31日専決。笠松町税条例等の一部を改正する条例。

2. 平成27年3月31日専決。笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次に、25ページをお開きください。

第42号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和44年笠松町告示第19号）第5条の規定により、次の者を羽島郡二町教育委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。平成27年5月25日提出。

記、氏名、岩井弘榮、住所、羽島郡笠松町米野201番地、生年月日、昭和21年9月6日。氏名、久納万里子、住所、羽島郡笠松町下本町59番地、生年月日、昭和35年11月28日。

第43号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから町議会の同意を求める。平成27年5月25日提出。

記、氏名、則竹緑、住所、羽島郡笠松町東陽町36番地の3、生年月日、昭和36年3月8日。

氏名、安藤隆、住所、羽島郡笠松町北及567番地、生年月日、昭和23年1月1日。氏名、森真理子、住所、羽島郡笠松町米野494番地、生年月日、昭和25年11月13日。

第44号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例について。

笠松町空家等適正管理審議会設置条例を次のとおり制定するものとする。平成27年5月25日提出。

第45号議案 笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例について。

笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。平成27年5月25日提出。

第46号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第6号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年5月25日提出。

第47号議案 笠松町光文庫整備基金条例の一部を改正する条例について。

笠松町光文庫整備基金条例（平成18年笠松町条例第39号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年5月25日提出。

第48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年5月25日提出。

第49号議案 LED防犯灯の売買契約の締結について。

平成27年5月15日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第2号の規定に基づき、仮契約したLED防犯灯の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により町議会の議決を求める。平成27年5月25日提出。

記. LED防犯灯。

1. 契約の目的、LED防犯灯。
2. 契約単価、金4,790円（取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない）。
3. 購入予定数、3,100基。
4. 契約の相手方、愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号、都築電気株式会社名古屋支店、執行役員支店長 島口裕美。

第50号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度笠松町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,126万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億346万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。平成27年5月25日提出。

次に、50ページをお開きください。

第51号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億602万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年5月25日提出。

次に、54ページをお開きください。

第52号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,587万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年5月25日提出。

次に、57ページをお開きください。

第53号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,055万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年5月25日提出。

次に、60ページをお開きください。

第1号提出 平成26年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成26年度笠松町土地開発公社の決算に関する書類を別冊のとおり町議会に提出する。平成27年5月25日提出。

〔「土地開発公社の決算がない」の声あり〕

○議長（船橋義明君） この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案理由の説明を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提案をさせていただいた案件について御説明したいと思います。

まず、本日提案させていただいた案件は、専決処分の報告が1件、そして繰越明許費繰越計算書が1件、それから専決処分の承認が1件、羽島郡二町教育委員会委員の選任同意が1件、人権擁護委員候補者の推せんが1件、そして笠松町空家等適正管理審議会設置条例ほか4件の条例案件5件、LED防犯灯の売買契約の締結が1件、平成27年度笠松町一般会計ほか3件の補正予算、計4件、そして平成26年度笠松町土地開発公社決算書類の提出が1件、以上、報告と提出を含めて16件であります。

このうち議案書の25ページの第42号議案であります。羽島郡二町教育委員会委員の選任同意につきましては、これは羽島郡二町教育委員会委員の岩井弘榮氏と黒田修氏の任期が平成27年7月24日をもって満了することに伴い、岩井氏を引き続き同委員に、また、黒田氏の後任として久納万里子氏を選任するため町議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期に

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正をされ、委員の任期満了の期日が特定の年に偏ることがないように1年以上4年以内で町長が定めるものとされたことに伴って、岩井氏の任期は平成31年7月24日までの4年間、そして久納氏の任期は平成30年7月24日までの3年間とするものであります。

次に、議案書の26ページの第43号議案であります。この人権擁護委員の候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員の則竹緑氏及び三輪恵氏の任期が平成27年9月30日をもって満了すること及び後藤稔氏の死去に伴い、次期委員候補者として引き続き則竹氏を、また、後藤氏及び三輪氏の後任として安藤隆氏及び森真理子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会の同意を求めるものであります。

その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（船橋義明君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは残りの議案について、順次説明させていただきます。

まず、議案の1ページから2ページにわたっております第2号報告、議案資料では2ページから3ページになっております。

こちらは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された専決処分事項の議会の議決を経た下水道整備事業に関する工事請負契約の契約金額について、20%以内かつ1,500万円以内の増減である変更契約の締結に関し、専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告させていただくものであります。

2ページに記載してありますように、平成27年3月19日に専決した下羽栗処理分区（53工区）管渠埋設工事請負契約の一部変更についてであります。契約金額を5,292万円から5,577万8,760円、285万8,760円、率にしまして5.4%の増額の契約変更をさせていただきました。

主な変更理由は、試掘の結果、水路橋台部にくい基礎がございまして、推進工による施工が困難であるため、管路を迂回させて開削により施工したこと。それから試掘の結果、NTT管が近接しており、推進工施工が困難であるため開削により施工したこと。また、これらにより舗装復旧面積が増加したことなどであります。

契約の相手方は株式会社加藤組で、工期等は変更ございません。工事場所も円城寺上田地内で行われました。

なお御参考までに、この26年度の工事によりまして、4月1日現在の整備率等ではありますが、全体では70.8%、認可区域内では86.8%、人口による普及率でございしますが、こちらは85.2%になりました。

続きまして、議案の3ページ、4ページの第3号報告 繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告させていただくものであります。

内容は4ページにありますように、平成26年度笠松町一般会計の繰越明許費繰越計算書であり、内容は、2款 総務費のまず1つは、地方創生推進事業で5,888万円、全額繰り越しさせていただきました。内容としては、20%のプレミアム商品券発行が3,300万円、総合戦略策定で500万円、歴史未来館の魅力向上ということで、こちらは800万円、子育て家庭防災対策強化で100万円、英語教育の拡充で1,188万円、それから9款の教育費の関係は、新歴史民俗資料館建設事業であります。3億280万6,000円のうち1億9,877万7,000円を繰り越しさせていただきました。

内訳としては、役務費が10万6,000円、監理委託料が232万4,000円、工事請負費が1億9,634万7,000円となっております。

続きまして、5ページから24ページにわたっておりますが、第41号議案、議案資料では4ページから40ページにわたっております。専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。いずれも27年3月31日に専決しました笠松町税条例等の一部を改正する条例と、笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

〔停 電〕

○議長（船橋義明君） 提案理由の途中ですが、この際暫時休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時59分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、議案の6ページ、専決の1つ目の笠松町税条例等の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

こちらは地方税法等の一部を改正する法律、これが平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例の創設など所要の規定整備を行ったもので、議案資料で説明させていただきます。

議案資料の5ページをお開きください。

まず、附則第8条関係、ちょっと前後して申しわけないですが、町民税関係で、こちら2つございます。個人町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例の創設ということで、地方公共団体の寄附に係る町民税の寄附金税額控除の適用を受けるため、確定申告にかえて申告特例通知

書により適用を受けることができることとするものであります。

それから、その上の附則第6条の3の2であります、こちらは住宅借入金等特別控除の適用期限の延長ということで、適用期限を2年延長して平成31年までの入居者を対象とするものであります。

それから固定資産税の関係ですが、6ページの下の方から7ページにわたっていますが、附則第10条から附則第12条の3の関係でございますが、平成27年度評価がえに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長であります。現行の負担調整措置を平成27年度から平成29年度まで延長するものであります。

それから戻って恐縮なんですけど、6ページの中ほどですが、附則第9条の2関係であります、わがまち特例に1項目を追加するもので、地方税法で定められている特例措置の課税標準の軽減の程度を地方自治体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と言われているものであります、これを固定資産税において現行欄にある6つに加え1項目追加するものであります。今回、特例の対象となる施設は、サービスつき高齢者向け賃貸住宅で、特例割合は3分の2であります。6項目が7項目になります。

それから8ページ、軽自動車税関係であります、附則第15条関係であります、軽自動車税のグリーン化特例（軽課税率）の導入であります。一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例で軽課税率を平成28年度に限り適用するものであります。そこにありますように、通常27年度からの新税率1万800円が、電気自動車等ですと2,700円、32年度燃費基準より20%以上いいものについては5,400円に、32年度燃費基準を満たすものについては8,100円というものに、内容的にはそういうことでございます。

それから、これだけは議案資料でなくて新旧対照表の36ページについてありますが、平成26年改正附則第1条と第4条関係であります。軽自動車税の税率改正の開始時期の延長ということで、平成27年度分以降の軽自動車税について約1.5倍、最低でも2,000円引き上げることにしていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率の適用開始時期を1年延長し、28年度から適用するものであります。

それから議案資料の8ページの中ほどになりますが、附則第15条の2、たばこ税の旧3級品たばこに係る税率の段階的引き上げということで、旧3級品「わかば」「エコー」等の200円台のたばこですが、この旧3級品たばこの特例税率を廃止し、激変緩和措置として4年かけて段階的に税率を引き上げるものであります。

それから9ページ以降11ページにわたっています、最後になりますが、その他ということで、番号法の改正に伴い、税に関する各種申請の際に個人番号または法人番号を記載して提出しなければならないこととする規定整備をするものであります。

以上が内容でございます、施行期日は27年4月1日であります。以上が税条例であります。

続きまして、議案の23ページから24ページにわたっていますが、笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日付で公布され、4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減措置の拡充など、所要の規定整備を行ったものであります。

議案資料の38ページに載っておりますが、まず第2条関係で、国民健康保険税の課税限度額の引き上げということで、基礎課税額が「51万円」から「52万円」、後期高齢者支援金等課税額が「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額が「14万円」から「16万円」になるもので、23条関係がその下でございますが、この課税限度額の引き上げに伴い23条の国民健康保険税減額後の限度額についても同様に引き上げるものであります。

それから、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ、こちらが23条第2号と第3号関係であります。まず、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げということで、こちらが、その計算式の途中で使う「24万5,000円」が「26万円」に、それから2割軽減のほうが、同じく「45万円」が「47万円」に引き上げされます。それから、40ページに別建てで改正の新旧対照表が載っておりますが、こちらは平成25年の12月の定例会で国保条例の一部改正をさせていただきました。町としては準則どおり改正しましたが、今回、国のほうからその準則の訂正がございました。内容的には条約適用配当に係る課税の特例ということが対象でありまして、附則の14項、こちらに載っていませんが、附則の14項の改正が29年1月1日から改正となっていたものが28年1月1日からの訂正ということで来ましたので、こちらを改正させていただきました。

施行期日は27年4月1日からで、改正後の条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

[停 電]

○議長（船橋義明君） 提案理由の途中ですが、この際暫時休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時18分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

続きをお願いします。

○副町長（川部時文君） 議案の27ページから28ページにわたっています、第44号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例についてであります。

平成26年11月に公布されました空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、これ

まで笠松町空き家等の適正な管理に関する条例で規定していましたが指導、助言、勧告、命令等の措置が法定されたことにより、条例による同様の規定が不要となることから、条例を全部改正し、勧告、命令等の措置の際に町長の諮問に応じて審議する笠松町空き家等適正管理審議会を従来の審議会にかえて設置するため新規条例を制定するものであります。

内容は非常にシンプルでありまして、旧条例との審議会にかかわるものと内容は全く同じです。内容の説明は省略させていただきますが、施行期日は公布の日からであります。

なお、附則の2と3のところでは審議会の委員の特例として、この条例の施行の際、現に改正前の条例第10条の規定により任命された審議会委員は、改正後の審議会条例の規定により任命された審議会の委員とみなすこと。それから、この規定により任命された審議会の委員の任期は、新条例の第4条2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとすることを規定させていただきました。

続きまして29ページからの第45号議案 笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例についてであります。

町が所有する全ての公共施設等について、現況及び将来の見通しを踏まえ、総合的かつ計画的に管理する計画を策定することに伴い、町の附属機関として笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会を設置するため新規条例を制定し、委員会の所掌事項、組織、委員等に関し必要な事項を定めるものであります。8条立ての条例となっております。

3条関係では、委員会の委員は10人以内をもって組織する。4条では、委員は、町民、学識経験を有する者、その他町長が必要と認める者から町長が委嘱することになります。

委員は、諮問機関に係る審議が終了したときは解職されます。

あと、5条から8条においては、会長、副会長、あと会議のことなどについて規定しております。

施行日は公布の日からでございます。

続きまして31ページからの第46号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

笠松町空き家等適正管理審議会設置条例及び笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例の制定に伴い、委員報酬に関し所要の規定整備を行うものであります。

内容的には、先ほどの2条例の委員を加えるということで、報酬日額は他の委員と同様、日額5,400円であります。施行日は公布の日からであります。

続きまして、33ページの第47号議案 笠松町光文庫整備基金条例の一部を改正する条例についてであります。

この基金は、小学校・中学校の図書の実質及び特色ある教育活動の実現を図り、もって未来ある青少年の健全なる育成、これを目的として設置した基金であります。寄附者の御意向で、

6月に開館いたします歴史未来館の図書整備の財源としても今後、この基金を活用することができるよう所要の規定整備を行うものであります。

施行期日は公布の日からであります。

続きまして34ページの48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

かねてより懸案となっていました国民健康保険税の資産割額について、被保険者の保険税負担の軽減及び応能・応益割合の適正化を図るため、税率の引き下げを行うことに伴い所要の規定整備を行うものであります。

第4条関係で、基礎課税額（資産割額）の算定に係る固定資産税額に乗ずる割合の改正を行うもので、「100分の45」を「100分の35」にさせていただくもので、これは国民健康保険基金の積立金あるいは前年度繰越金の状況等を総合的に判断し、今後の運営が可能な見込みとなったため税率の引き下げを行うものであります。

施行期日は公布の日からであります。

ただ、適用区分としては、改正後の条例の規定は平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の規定が適用されます。

続きまして35ページ、議案資料では44ページであります。第49号議案 LED防犯灯の売買契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、LED防犯灯の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

5月15日に仮契約してありますが、単価契約ということで、1基4,790円、税抜き金額であります。この金額で仮契約いたしました。

購入予定数は3,100基で、総額では1,603万6,920円、税込みであります。自治法の規定により、700万を超すということで提案させていただいております。

契約の相手方は、愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号の都築電気株式会社名古屋支店です。

契約の方法は、指名競争入札による入札で、6社を指名し、入札参加者は6社でありました。納期は契約の締結の日から28年3月31日までであります。

納入場所は笠松町司町1番地。

仕様といたしましてはメーカー指定を行っております。パナソニックで、規格としては型番指定を行っております。NNY20452LE1、10ボルトアンペアのものでございます。LEDはアカルミナホワイト色で8個ついたものであります。光源寿命は6万時間ということになっております。

入札に当たっての特記事項として、現地での設置状況により予定基数に変動があるため、そ

の都度指示をするということで、一応LED防犯灯の納入予定時期は、6月に600基、あと7月から11月にかけては各500基を納入するというので特記事項を付させていただきました。

以上が契約案件でございます。

続きまして、36ページからにわたっておりますが、第50号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は3,126万5,000円の増額補正であります。

まず今回の補正では、平成27年4月1日付の職員異動等に伴う人件費の減額補正、105万4,000円減額を行っております。一般会計の人件費については、職員数が1人ふえ116人分となったことと、職員の昇格、会計間異動等に伴い、給料及び退職手当組合負担金が増額となったものの、職員手当について支給状況の変更等により大幅に減額となったこと。また、共済組合負担金、こちらは追加費用であります。この負担率の減により共済費が減額となること等により一般会計の人件費は減額となるものであります。全会計を合わせた人件費では、2役を含め129人分の予算に変更はありませんが、主に職員手当、共済費の減額により、合計では414万3,000円の人件費の減額となります。

なお、水道事業会計については、一般会計からの繰り入れを行っていない独立した企業会計であることと、減額の場合は支出に支障がないため補正する必要がないことから今回補正予算を提出しておりませんので、水道事業会計を除く一般会計、特別会計の人件費の補正額合計は175万2,000円の増額となっております。

なお御参考までに、水道事業会計においては今回の人件費の減額見込みにより現金支出が抑制され、人件費分の589万5,000円減額された分、純利益の増加が見込まれることとなります。嘱託員の報酬についても全般的に補正を行っていますが、これは平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることとなったことに伴い、国家公務員において無収入期間が生じないよう再任用制度等による雇用と年金の接続が図られ、地方公務員についても同様の措置を講ずるよう国から要請があったことを受けて、当町においても職員の雇用と年金の接続を図るため嘱託員等として雇用することとし、昨年度の定年退職者の8人のうち雇用希望者6人分の予算措置をいたしました。が、予算作成時には人事的なことが決定していなかったため、総務費において一括予算計上したものを今回、各予算科目に計上し直すものであります。

以下、順次歳出の科目ごとに御説明させていただきます。

43ページであります。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、昨年度定年退職者のうち雇用希望者6人分の嘱託員報酬について一括して総務費で予算計上していたものを、人事異動等に伴い不用額を835万2,000円減額させていただきました。

それから後ほど出てきますが、臨時雇用職員の増に伴い社会保険料を20万8,000円増額させ

ていただきました。なお、5月現在、社会保険加入者は36人、それから雇用保険加入者が50人です。それから、障害者の雇用促進を図るため臨時雇用職員を雇用し役場代表電話の電話交換業務等に従事させることに伴い、臨時職員賃金を103万8,000円増額させていただきました。なお全体では、今申し上げました方を2名採用しております、もう1人は福祉会館用務員として雇用しておりますが、こちらは前任の予算が計上してあるため、今回の補正は行っておりません。なお、厚労省のほうから障害者法定雇用率というものが出ておまして、こちらは笠松町の職員数でいきますと4人は採用しなさいということでありましたが、退職等により欠員になっておりましたので、今回の採用により、おおむね達成するということとなります。

それから4目の電子計算費ですが、こちらは社会保障・税番号制度に係るシステム改修の詳細な仕様が国において決定されたことに伴いシステム改修委託料が増額となるため、情報センター委託料を399万6,000円増額させていただくものです。財源は全て国庫補助金であります。

それから6目の防災対策費であります。避難行動要支援者名簿に65歳以上高齢者世帯を追加することに伴い、名簿登録同意書の発送等に係る通信運搬費を42万2,000円増額させていただくものであります。こちらは見込み違いで申しわけございませんが、同意書発送対象1,300人と見込んでいたものが、おおむね3,500人は必要ということで増額補正をさせていただくものであります。

それから、同じく防災対策費のところで工事請負費の増額がございますが、同報系無線デジタル化整備工事において、国土交通省が平成27年4月1日付で土木工事積算基準を改定し、公共工事品質確保促進法に盛り込まれた受注者の適正利潤と人材育成、人材確保の費用を積算上に反映させるため一般管理費等率が引き上げられたこと等に伴い、工事請負費を166万3,000円増額させていただきました。全額こちらは防衛省の補助金を予定しております。

それから7目の諸費であります。各種団体負担金とありますが、こちらは県立岐阜工業高等学校より創立90周年記念事業の協賛について要請がございました。今後も岐阜工業高等学校と町との連携を一層深め、豊かな人材の育成を期待するとともに、同校の発展を願い、この事業に協働することとし、協賛金として支援するため負担金補助及び交付金を30万円増額させていただきました。

もう一つのほうは、円城寺町内会から下水道の供用開始に伴う円城寺集会所の排水設備工事に対し助成するため、地区集会所改修補助金を44万4,000円増額させていただきました。補助率は4分の3であります。

それから2項の企画費、1目 企画総務費であります。公共施設等総合管理計画の策定、これは28年度までかかってやりますが、この策定に伴い、策定委員会の委員報酬、会議賄い及び計画策定委託料を補正させていただきました。

もう一つ、負担金のほうであります。岐阜新聞のほうからFC岐阜応援特集として、FC

岐阜の今後の巻き返しを期待し応援するとともに、7月22日の笠松町ホームタウンデーの開催に合わせて笠松町のPRを兼ねた紙面特集の企画・提案があったため、町のPRをするとともに、FC岐阜応援特集に協賛するため負担金を57万3,000円増額させていただきました。

続きまして、ちょっと飛びまして47ページですが、第7款 土木費、2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費で、工事請負費の増額補正がございますが、こちらは、米野52号線堤防坂路において車両の待機場所整備に支障となる空き家の解体が必要となるため、解体工事に係る工事請負費を162万7,000円増額させていただきます。なお、工事費については国交省の埋め立て支援、それから工事については通常の維持費で対応させていただきますので、補正はいたしておりません。

それから48ページの第8款 消防費、第1項 消防費、第3目 水防費であります。こちらは木曾川右岸地帯水防事務組合において、平成27年度から水防団報酬及び退職報償金が引き上げられることに伴い、同組合負担金が増額になりますが、こちらちょっと申しわけございませんが、連携ミスで負担金を増額しておりませんでしたので、今回19万3,000円増額させていただきます。笠松町の負担率は15%であります。

次、第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、それから第2目の教育振興費も同じなんです。笠松小学校の第4学年のクラス数が1クラス増となったことに伴い、まず管理費のほうでは消耗品を2万3,000円、それから教師用教科書、指導書が不足するため備品購入費を5万円増額させていただきました。それから振興費のほうでは消耗品を5万円増額、また、児童用図書費も同様に2万2,000円を増額させていただきました。

もう一つは、4月の13日に北及の岩田市蔵氏から400万円の寄附がございました。このうち管理費のほうでは、松枝小学校の遊具のチェーンネットクライムと、それからサッカーゴールを整備することに伴い、工事請負費を110万3,000円、それから振興費のほうでは体育館のグラウンドピアノ、それから太鼓を購入させていただくということで、備品購入費を289万7,000円増額補正をさせていただいております。

それから49ページですが、第5項の社会教育費、第1目 社会教育総務費ですが、こちらは町文化財保護審議会委員を1人増員したことに伴い、委員報酬を1万6,000円増額させていただきます。条例定数では7人以内ということで、現在4人ですが、1名増員させていただくものであります。

それから、同じく第4目の歴史民俗資料館費で、こちらは6月6日から開館するわけですが、この未来館の開館に伴い事務の拡充を図るため7月から臨時雇用職員を雇用することに伴い、賃金を127万1,000円増額させていただきます。

それから第6項の保健体育費、第1目 保健体育総務費ですが、こちらは体育施設利用者の利便性を図り公平性を確保するため、公共施設予約システムを導入することに伴い、シ

システム構築に係る委託料を661万円増額させていただきます。こちらは一般財団の地域活性化センターの補助金でありまして、一応上限が300万円ということで、この分については10分の10の補助率であります。また、システム導入に伴いサーバー使用料が必要となるため、使用料及び賃借料を125万円増額補正させていただきました。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては41ページの繰越金であります。今回の増額補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を2,026万9,000円増額させていただきました。

それから40ページの第2表の関係であります。債務負担行為を追加させていただきました。先ほど御説明しております公共施設等総合管理計画策定事業で、期間は27年度から28年度まで、限度額が1,178万2,000円あります。

以上が一般会計の補正であります。

続きまして、50ページからの第51号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額が235万9,000円の増額補正であります。

歳出につきましては、こちら一般会計同様、4月1日付の職員異動等に伴い人件費を235万9,000円増額させていただきます。歳入につきましては、こちら先ほど条例が出てまいりましたが、第1款 国民健康保険税でありまして、国民健康保険税の資産割額の引き下げ、45%から35%に引き下げますが、保険税の試算によりまして保険税収入が減額となる見込みのため、国民健康保険税を5,104万8,000円減額させていただくものであります。それから、人件費の補正につきましては一般会計の繰り入れを充てております。国保税の減収分は繰越金を5,104万8,000円充てさせていただきます。以上が国保会計の補正であります。

続きまして、54ページからの第52号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は10万2,000円の増額補正であります。

こちらまず4月1日付の職員異動等に伴い、人件費を130万9,000円減額させていただきました。それからもう一つは、介護認定調査件数の増加及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し等、新規事業の体制整備に伴い、臨時雇用職員賃金を141万1,000円増額させていただきました。主に認定調査に充てるため、保健師の方をお願いする予定であります。歳入につきましては繰入金を充てさせていただきました。

57ページからの第53号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。

175万6,000円の増額補正であります。

こちら4月1日付の職員異動等に伴い、人件費を175万6,000円増額させていただきました。

歳入には一般会計繰入金を充てさせていただきました。

最後に、60ページの第1号提出であります、平成26年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。明5月26日から6月1日までの7日間は議案精読のため休会とし、6月2日午前10時から本会議を再開したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明5月26日から6月1日までの7日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（船橋義明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時47分

